

シルバースター登録基準

1. 経 営 者

- (1) 旅館業法の営業許可を取得後、原則として1年以上営業を行っているもの。
- (2) 過去1年以内に営業上の処罰を受けたことのないもの。
- (3) 社会的信望があり、本制度の育成普及に理解と熱意を有するもの。

2. 施 設 基 準

最低限、下記の基準を満たしていること。

(1) 客室

- ア. 標準客室は原則として9平方メートル（約6畳）以上であること。
- イ. 客室は壁で仕切られており、通路との段差は、高齢者等の利用に十分配慮された高さであること。
- ウ. 出入口には内外からの施錠装置があること。
- エ. 換気、採光が充分であること。
- オ. 適当な冷暖房等の設備があること。
- カ. 客室内浴室・トイレには必要に応じ、手すり等が設置されていること。

(2) パブリック

- ア. 食事をルームサービスしない場合は、食堂又は広間を有すること。
- イ. 広間と通路の段差は、高齢者等の利用に十分配慮された高さであること。
- ウ. 共同浴室は、手すり、スロープ、シャワーチェア、椅子やベンチ等を設置して高齢者の利用に配慮すること。
- エ. 共同トイレは、洋式トイレや手すりを設置することが望ましいこと。
- オ. 共同トイレ内に事故発生時用の連絡設備があること。
- カ. 階段等には手すりを設置すること。
- キ. “非常口”の明示等の館内案内図をわかり易い場所に掲示すること。
- ク. 貴重品保管設備が完備していること。
- ケ. 玄関にはフロント又は帳場を設けてあること。
- コ. ロビーや談話室が設けられていること。
- サ. 駐車スペースは、施設の出入口に近い場所に設けるとともに、高齢者がスムーズに昇降できるよう十分なスペースを確保することが望ましいこと。
- シ. 施設の出入口は、スロープの設置又は段差を極力解消する等利用に支障がないよう配慮すること。
- ス. 施設内外の通路等の表面を滑りにくい材質で仕上げるなど高齢者等の利用に配慮されていること。

(3) 設計基準（増・改築に際して）

- ア．浴室は高齢者の利用を考慮し、浴槽の形態、洗い場の材質等についても配慮すること。
- イ．階段を設ける場合には、なるべく勾配を緩やかにし、階段の高さに配慮すること。

3. 運 営 基 準

(1) 料金

- ア．宿泊料金は宿泊客にもわかりやすい料金体系とすること。
- イ．宿泊料金は予め届け出た金額を基準額とする適正なものであること。
- ウ．宿泊料金表並びに特別料理又は特別付帯設備にかかわる料金は、宿泊客の見やすいところに表示すること。
- エ．宿泊料金は原則としてサービス料込、消費税込であること。

(2) チェックイン・チェックアウトは原則として午後3時から翌日の午前10時とすること。

(3) 食事は高齢者に配慮したメニュー（献立）の提供もできること。

(4) 部屋割についてはできる限り高齢者が利用しやすい客室を提供すること。

(5) 高齢者（満65歳以上）に対しては割引料金・粗品・飲食等の配慮を行うこと。

(6) 高齢者が移動する際の補助となるよう、必要に応じて車いすを配置すること。

(7) 「旅館業における衛生等管理要領」に基づき施設・設備の衛生管理の徹底を図ること。

4. そ の 他

(1) シルバースター施設の利用者がわかり易いよう登録証等を設置すること。

(2) 従業員に対し高齢者の宿泊客に接する際の配慮等の教育を行うこと。

(3) 十分なる旅館賠償責任保険に加入していること。

(4) 適正な区域内に往診等の対応措置がとれる医療施設を有すること。

(5) 性風俗関連特殊営業は行なわないこと（風俗営業は可）。

(6) 仮登録施設は仮登録日より6ヶ月以内に設備等の改善を完了し、速やかに本登録移行届を当該都道府県旅館ホテル生活衛生同業組合に提出すること。

(7) 登録を受けた施設は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会のシルバースター部会員となること。さらに登録施設は本制度を理解し、制度の育成普及につとめること。